

UR都市機構 地球温暖化対策 実行計画 2024年3月

街に、ルネッサンス



UR

UR都市機構

UR-ECO PLAN 2024



目次

CONTENTS

1章	計画策定の背景・趣旨	 P1
2章	環境に関する考え方	 P2
	1 UR 都市機構の概要	
	2 環境基本方針と本計画の位置づけ	
3章	地球温暖化対策計画	 P5
	1 地球温暖化対策に関する基本的な考え方	
	2 計画の対象	
	3 枠組み	
4章	CO ₂ 排出削減の数値目標	 P8
	1 対象	
	2 期間・数値目標	
5章	各分野の気候変動対応	 P9
	1 都市再生	
	2 賃貸住宅	
	3 災害対応支援	
	4 建設工事	
	5 オフィス	
6章	推進方法	 P17
	1 推進する仕組み	
	2 進捗管理の方法	

更新履歴

2024年3月 初 版
2024年7月 第2版(一部修正)
2025年4月 第3版(一部修正)

1章 計画策定の背景・趣旨

気候変動は、国際社会が一丸となって取り組むべき課題として認識されており、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール13においても、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる、とされている。そして、気候変動問題に関する国際的な枠組みであるパリ協定が2020年から本格実施に入ったことにより、温室効果ガスの削減目標の引き上げが国際的な潮流となっている。

日本においても、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを国際公約として宣言し、緩和策(温室効果ガスの排出量を削減すること)と適応策(自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減すること)を車の両輪として気候変動対策を推進していくこととしている。政府の「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)では、2030年度温室効果ガス排出量を46%削減(2013年度比)することが定められ、UR都市機構が主に関係する「業務その他部門」「家庭部門」では、それぞれ51%、66%削減という高い目標値が掲げられている。これらを踏まえ、政府は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)において温室効果ガスの具体的な削減対策を示すとともに、「気候変動適応計画」(令和3年10月22日閣議決定)において分野別の適応策を示している。

UR都市機構では、美しく安全で快適なまちをステークホルダーのみなさまに提供するため、2005年度、幅広く環境を捉えた独自の環境配慮方針(2025年度に環境基本方針として改定)を宣言した。また、この方針を踏まえて、2008年度に地球温暖化対策実行計画である「UR-eco Plan」を策定し、おおむね5年ごとに更新しながら、温室効果ガス(二酸化炭素:CO₂)の排出削減、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりの推進を行ってきた。

本「UR-eco Plan 2024」は上記のような国内外の動向を踏まえ、前計画を見直し、2030年度におけるCO₂排出削減目標を引き上げるとともに、政府実行計画に準じたCO₂削減対策やUR都市機構の各分野における具体的な行動内容等を定めたものである。

2章 環境に関する考え方

1 UR 都市機構の概要

(1)主な業務内容

UR都市機構では都市再生、賃貸住宅、災害対応支援の3つの分野を柱として、業務を展開している。

都市再生	・都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ・都市開発の海外展開支援
賃貸住宅	・UR 賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成 ・ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり
災害対応支援	・東日本大震災からの復興に係る業務の実施 ・災害からの復旧・復興支援

(2)持続可能な社会への貢献

持続可能な社会の実現に向けて、企業に求められる社会的責任は年々重くなっている。UR 都市機構では、従来から環境配慮や社会貢献に積極的に取り組んできたほか、内部統制に係る体制を構築し、ガバナンス体制の一層の充実・強化を進めてきた。UR 都市機構の理念である「人が輝く都市」をめざし、組織運営や事業活動を通じて、「ESG」や「SDGs」といった世の中の動きを踏まえながら、持続可能な社会の実現に貢献している。

■UR 都市機構と ESG・SDGs の相関性



■UR 都市機構の業務と SDGs の目標との関係



2 環境基本方針と本計画の位置づけ

(1)環境基本方針

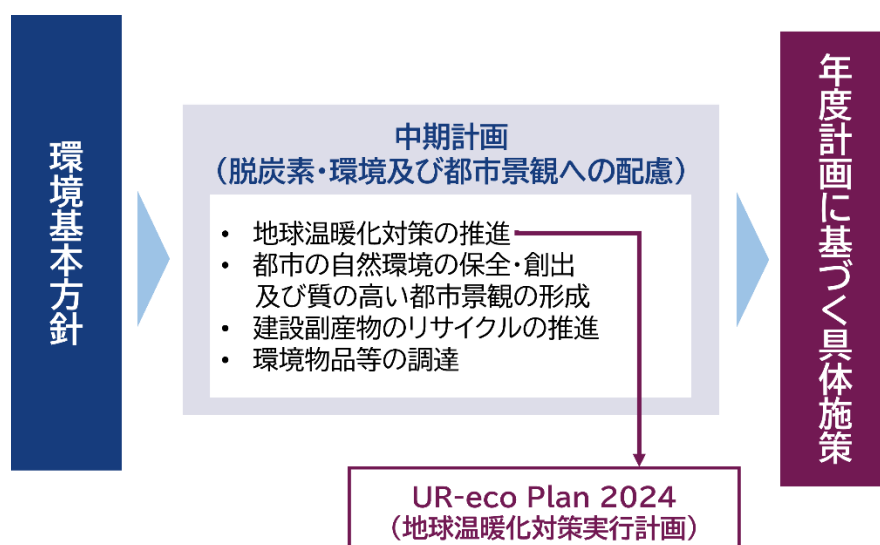
まちや住まいづくりを進めていく上での UR 都市機構の環境に関する基本的な考え方として、2005（平成 17）年度に「環境配慮方針」を策定、宣言した。2025（令和7）年度に「環境基本方針」として改定し、環境への取組みをさらに推進している。

「人が輝く都市をめざして、美しく安全で快適なまちをプロデュースします。」という企業理念に基づき、環境基本方針を制定し、環境に配慮した事業活動や、環境負荷低減に向けた取組みを推進することにより、豊かで潤いのある環境と持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 脱炭素社会の実現に向けたまちや住まいをつくります。
2. 気候変動に適応し、安全・安心で快適なまちや住まいづくりを推進します。
3. 生物多様性に配慮し、環境の保全・再生・創出に努め、自然と共生するまちや住まいづくりを推進します。
4. 限りある資源を有効に利活用し、持続可能な循環型社会の形成に貢献します。
5. 環境マネジメント体制を整備し、関連法令等を遵守の上、課題解決につながる行動を自ら考え、実践します。
6. 環境意識の向上を図るため、環境教育や啓発活動に取り組みます。
7. 環境への取組みについて積極的な情報発信を行い、お客さま、地域社会、行政、民間事業者、投資家など、ステークホルダーの皆さまと連携・協働を図ります。

(2)本計画の位置づけ

本計画は、政府の地球温暖化対策計画及び温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえるとともに、UR 都市機構の第5期中期計画における「Ⅶ 1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮」「(1)地球温暖化対策の推進」等を実現する役割を担う。



3章 地球温暖化対策計画

1 地球温暖化対策に関する基本的な考え方

地球温暖化対策については、事業の特性を踏まえ分野横断的に特に下記の諸点に留意する。

1 あらゆる分野で地球温暖化対策を進め、削減総量の拡大をめざす

地球温暖化の抑制のためには、CO₂ 排出総量を削減することが重要であることから、マテリアルフローの枠にとらわれず、政府の地球温暖化対策計画を踏まえあらゆる分野で経営体として費用対効果の高い効率的な緩和策^(※1)を推進(省エネの推進、再生可能エネルギーの導入、木材利用の促進等)し、脱炭素社会の実現に貢献する。

2 事業特性に応じた適応策を推進し、安全・安心な社会の実現に貢献する

「気候変動適応計画」を踏まえ、事業特性に応じた適応策^(※2)を推進し、緩和策との両輪で安全・安心な社会の実現に貢献する。

3 持続可能な循環共生型のまちづくりをめざす

「第五次環境基本計画」(平成30年4月17日に閣議決定)の概念を踏まえ、SDGs の考え方も活用し、幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化して、持続可能でレジリエンスの高い循環共生型のまちづくりをめざす。

4 UR賃貸住宅にお住まいの方や民間事業者・地方公共団体などとの連携・協働を展開する

地球温暖化対策の先導的な役割を果たし、CO₂ 排出の削減総量を拡大するため、UR 賃貸住宅にお住まいの方や事業パートナー(民間事業者や地方公共団体など)、工事受注者などの関係者の理解と協力の下、連携・協働する。また、民間事業者等と連携した再生可能エネルギーの活用を推進する。

5 技術的な蓄積及び先端技術を活かした計画・設計や研究開発を推進する

これまで培ってきた「まち・住まい」に関する環境配慮の実績やノウハウを活かした計画・設計を進めるとともに、IoT、AI 等の革新的先端技術の活用を推進するために、必要な研究開発や技術開発を行い、順次追加対策を実施する。

6 グリーンインフラを推進し、安全・安心・快適な環境を創出する

まちづくりにおいて実践し培ってきた緑の保全・創出や地域の生物多様性の保全・再生など環境配慮に関する技術を活かしながら、自然の力を活用するグリーンインフラを推進し、環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図り、安全・安心・快適な環境を創出する。

※1 緩和策:気候変動の原因となる CO₂ の排出量削減や吸収源(樹木等)の増加を図ること

※2 適応策:気候変動による悪影響に備えておくことで、影響を回避・軽減すること

2 計画の対象

(1)対象分野

本計画は、「1.都市再生」「2.賃貸住宅」「3.災害対応支援」の3つに加え、「4.建設工事」及びこれらの業務を進めるために職員が執務を行う「5.オフィス」の5つの分野を対象とする。

(2)対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)

(日本の温室効果ガス排出量の約 9 割を占める)

3 枠組み

(1)主体領域<Scope1※, Scope2※>

UR都市機構が直接CO₂排出に関わっており、主体的に削減する領域

- UR賃貸住宅の共用部
- オフィス(本社・本部・支社、住まいセンター等)

(2)整備・誘導領域<Scope3※>

UR都市機構が整備・誘導することでCO₂削減に寄与する領域

- 施設、基盤、設備などの整備に係るもの
- 環境配慮項目等を設定することで、事業者がCO₂排出削減に資する整備を実施するもの
- 環境に配慮したライフスタイル等を提案し、UR 賃貸住宅にお住まいの方が実施するもの など

※ Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1, Scope2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

■UR 都市機構のサプライチェーンと地球温暖化対策の枠組み

上流（整備・誘導領域）

Scope3



カテゴリ1

購入した製品・サービス



カテゴリ5

事業所から出る廃棄物



カテゴリ2

資本財（固定資産）
＜建物・設備・機器等＞



カテゴリ6

出張



カテゴリ3

Scope1, 2に含まれない燃料
エネルギー関連活動



カテゴリ7

通勤



UR（主体領域）

Scope1 直接排出



燃料
＜オフィス・
UR賃貸共用部＞

Scope2 エネルギー起源の間接排出



電気・熱
＜オフィス・
UR賃貸共用部＞



下流（整備・誘導領域）

Scope3



その他

UR賃貸住宅にお住まいの方から日々排出されるCO₂

4章 CO₂排出削減の数値目標

1 対象

主体領域(UR 賃貸住宅の共用部及びオフィス)を対象とする。

2 数値目標

(1)CO₂排出削減計画

	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2030年度)
排出量	154,047 t-CO ₂	45,928 t-CO ₂
目標値	—	70%削減 (2013年度比)

※政府実行計画に準じた温室効果ガス削減計画は P19 参考 別表 1 のとおり。

(2)CO₂削減個別対策及び数値目標

①太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物^(※1)の 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

②電動車の導入

UR 都市機構が新規導入・更新する公用車は、代替可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車)がない場合等を除き、2030 年度までに全て電動車とすることを目指す。

③LED 照明の導入

オフィス^(※2)における LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とすることを目指す。

④再生可能エネルギー電力の調達

2030 年度までにオフィス^(※2)で調達する電力の 100%を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

※1：設置可能な建築物は、以下の条件を満たすものをいう。

- ・太陽光発電設備の設置により、建築物の本来の機能及び使用目的を損なわず、反射光など周辺環境へ影響を及ぼさないこと。
- ・面積や日射条件、他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件、設置の効率性、発電した電力の用途等の観点で設置に支障がないこと。

※2：UR 都市機構が単独で所有し、かつ、継続的な設置が見込まれるオフィスを対象とする。

※政府実行計画に準じた温室効果ガス削減対策及び目標は P19 参考 別表2のとおり。

5章 各分野の気候変動対応

1 都市再生

■対応方針

- ① エネルギーの効率的な利用
- ② 街区・地区単位での環境負荷低減の推進
- ③ 民間事業者等と連携した環境配慮の牽引・誘導
- ④ 良好な都市環境の形成
- ⑤ 激甚化する自然災害への対応力を備えたまちづくりの推進
- ⑥ 海外における環境に配慮した都市開発等への貢献

■具体的な行動内容

① エネルギーの効率的な利用

緩和策

- ・ 建築物の整備に当たっては、ZEB Oriented^(※)水準の省エネ性能の確保を目指し関係者との合意形成を積極的に進め、環境性能に配慮した建築設計を行い、再生可能エネルギーの活用、省エネ性能の高い冷暖房や給湯等の設備や機器などの導入により、エネルギー使用の削減や効率的な利用を推進する。
- ・ 建築物のエネルギー使用削減の効果をより高めるため、建物外(屋上、壁面、外構等)でグリーンインフラを活用した計画・設計を進める。

② 街区・地区単位での環境負荷低減の推進

緩和策

- ・ 市街地の整備に当たっては、関係者との調整を図りながら、地域冷暖房や風の道などの街区・地区単位で環境に配慮した計画・設計を進め、省エネや熱環境の改善を推進する。
- ・ 街路や公園などの公共施設の整備に当たっては、地方公共団体などの関係機関と連携し、地区特性などを踏まえ、先導的な事例を含めた環境配慮技術の導入、水循環の保全、自然エネルギーの活用等を推進する。

③ 民間事業者等と連携した環境配慮の牽引・誘導

緩和策

適応策

- ・ 再生可能エネルギーの活用等による都市の脱炭素化や環境配慮及び地区の事業継続計画に資するコーディネートを実施する。

- ・ 民間事業者等が事業参画する際に先導的な環境配慮を条件付けすることにより、民間事業者等による環境に配慮した開発(新築物件における ZEB Oriented^(※)水準の省エネ性能の確保や、グリーンビルディングに関する環境認証取得等)を牽引・誘導する。

④ 良好な都市環境の形成

緩和策 適応策

- ・ 地域の特性を踏まえたオープンスペースや豊かな公共空間等の整備によって、クールスポットにもなるゆとりある緑豊かな環境を創出する。
- ・ 生物多様性の保全・再生等や周辺とのネットワークの形成を意識した広域的な視点で、グリーンインフラを活用した計画・設計を、関係者との調整を図りながら進める。
- ・ 地域の自然、歴史、文化等の特性や樹木等の環境資源を積極的に活用し、暮らしの充実に資する交流・滞在空間の創出(ウォーカブルなまちづくり)を推進する。これを通じ、にぎわいの形成や住民の都市に対する愛着や誇りを醸成する。

⑤ 激甚化する自然災害への対応力を備えたまちづくりの推進

適応策

- ・ 地形や気象条件等の地域特性を考慮し、激甚化する自然災害に起因したまちへの悪影響を回避、軽減するまちづくりを推進する。

⑥ 海外における環境に配慮した都市開発等への貢献

緩和策 適応策

- ・ アジア等の新興国において、UR 都市機構がこれまで蓄積してきたまちや住まいづくりのノウハウ等を活用した技術支援、専門家派遣等の人的支援を通して、環境に配慮した提案を行う。
- ・ 関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携体制を構築し、海外での環境に配慮した開発推進に係る課題解決に貢献する。

※ ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、『ZEB』(100%以上削減)、Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを ZEB Oriented と定義している。

■対象事業

- ・ 都市再生事業
- ・ 海外展開支援事業

2 賃貸住宅

■対応方針

- ① 建築物の環境性能の向上
- ② 省エネ型の設備や機器の積極的な導入
- ③ 再生可能エネルギーの創出
- ④ 団地の長寿命化
- ⑤ 良好な都市景観の形成
- ⑥ お住まいの方をはじめとする地域関係者とのコミュニケーション

■具体的な行動内容

① 建築物の環境性能の向上

緩和策

- ・ 建替えに当たっては、国の方針に基づき、設計に反映できる団地から断熱性能を高め、②などを組み合わせることで ZEH(ZEH-M Oriented)^(※1)相当の仕様を標準化していく。
- ・ 既存の建築物については、住戸の改修の機会に合わせて行う断熱性の向上に加え、国の財政支援に基づく複層ガラス化等を実施し、②なども組み合わせた環境性能の高い団地の整備を進める。その際、断熱効果をより改善する設備の普及に向け、開発を担う民間との連携や試行的な導入の検討なども行う。

② 省エネ型の設備や機器の積極的な導入

緩和策

[専用部]

- ・ 建替えにより新しくなる住宅には、高効率給湯器、節水型便器、人感センサー付玄関照明を設置する。また、台所及び洗面には水優先吐水機構を有する水栓を、浴室には手元止水機構を有するシャワーヘッドを設置する。
- ・ 既存住宅においては、従来型給湯器の取替えが必要な機会等に合わせて、潜熱回収型給湯器へ順次取り替える。

[共用部]

- ・ 共用部の電力使用の過半を占める照明については、建替えや修繕の機会に合わせて、省エネ性能の高い照明器具を積極的に採用する。また、住棟内の照明については、センサー等を活用した減光制御技術等による省エネ対策を進める。

③ 再生可能エネルギーの創出

緩和策

- ・ 建替えに当たっては、管理の安全性が確保できない場合、設置効果が見込めない場合等を除き、太陽光発電設備の設置を標準化していく。

- ・ ペロブスカイト太陽電池等の新技術や蓄電池を活用した再生可能エネルギーの導入拡大について検討する。
- ・ 既存の建築物については、屋上等を活用したオフサイト PPA(Power Purchase Agreement (電力売買契約))^(※2)モデルの検討を進める。

④ 団地の長寿命化

緩和策

- ・ 新たに建築物を建設する際は、長期の耐久性を備えたものにすることなどにより、将来の建設副産物の発生等を抑制する。
- ・ 既存の建築物については、従来の供給年代ごとの単一的な管理・整備手法から、団地ごとの特性に応じた多様な事業手法へ転換していくことを基本としており、供給年度が古い団地についても、建替えだけでなく、適切な修繕や改修等により継続管理を行うなど、団地の長寿命化を進める。

⑤ 良好な都市景観の形成

緩和策 適応策

- ・ 団地のオープンスペースの整備においては、緑化の推進、水循環の保全、自然エネルギーの活用など、環境への配慮を進める。
- ・ 既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラの取組みを推進し、環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るとともに、良好な都市景観の形成に努める。

⑥ お住まいの方をはじめとする地域関係者とのコミュニケーション

緩和策 適応策

- ・ 広報紙や入居時の配布資料などにより、地球温暖化対策や省エネルギーに関する情報提供やコミュニケーションの活性化等を図り、お住まいの方と連携して CO₂ 排出の削減をめざす。
- ・ UR防災専門家制度や防災専門団体等の連携によるセミナー等を開催し、お住まいの方の防災意識の向上や防災知識の習得を支援する。また、自治会等と連携した防災備品の整備を進めるなど、事前防災に資する施策を実施する。

※1 ZEH(ZEH-M Oriented)

ZEH (ゼッチ)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)は、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロとすることを目指した住宅。集合住宅については、住棟単位、住戸単位の両方で評価(住棟単位での評価の場合には ZEH-M と表記)。

ZEH-M Oriented(ゼッチマンションオリエンテッド)は、窓や外壁などの外皮の断熱性能について地域ごとに設定されている「強化外皮基準」を満たし、かつ、省エネ基準から 20%以上の一次エネルギー消費量の削減が必要。住棟単位での評価の場合には、住宅の規模に応じて一次エネルギー消費量の削減について目指すべき水準が設定されており、6階建て以上の住宅は、「ZEH-M Oriented」として、再生可能エネルギー等を除き、20%以上の一次エネルギー消費量削減を満たす必要がある。

※2 オフサイト PPA(Power Purchase Agreement)

太陽光発電事業者が発電設備を設置し、発電した電力を建物所有者等が購入し、発電場所以外の場所で消費するもの。

■対象事業

UR 賃貸住宅の団地再生事業、管理事業

3 災害対応支援

■対応方針

- ① 震災復興支援事業における環境・景観への配慮
- ② 地方公共団体等の災害への対応力向上の支援
- ③ 災害に備えた社内体制整備

■具体的な行動内容

① 震災復興支援事業における環境・景観への配慮

緩和策

- ・ 震災復興支援事業に係る基盤整備において、地元公共団体などと連携し、環境に配慮した街区などの計画、設計を行うとともに、工事における建設副産物のリサイクルを効率的に行うなど、環境負荷低減を進める。
- ・ ワークショップなどを通じてコミュニティ形成を行い、地域に根ざした歴史ある街並みとの調和に配慮した整備を行う。

② 地方公共団体等の災害への対応力向上の支援

適応策

- ・ 災害に備え、地方公共団体等に対し、これまでの支援の経験を活かし、事前防災、災害対応に係る研修の提供を行うとともに、災害発生時には積極的な支援を実施する。

③ 災害に備えた社内体制整備

適応策

- ・ 災害の発生に備え、社内研修等を通じて、災害対応支援に対応できる人材の育成や社内体制の整備を行う。

■対象事業

- ・ 震災復興支援事業
- ・ 災害対応支援業務

4 建設工事

■対応方針

- ① 環境負荷低減に配慮した施工の誘導
- ② 建設副産物のリサイクルの推進
- ③ 入札契約制度の工夫による環境負荷低減の推進
- ④ 工事効率化に資する技術の段階的導入

■具体的な行動内容

① 環境負荷低減に配慮した施工の誘導

緩和策

- ・ 建設工事の実施に当たっては、工事受注者にグリーン購入法の趣旨を尊重することを求め、環境性能の優れた建設機械の使用や環境負荷の少ない施工方法・素材等の導入を推奨する。

② 建設副産物のリサイクルの推進

緩和策

- ・ 建設副産物の再資源化のための取組(分別リサイクルの徹底)、建設発生土の有効利用及び適正な取扱促進など、建設副産物の高い再資源化率の維持を図る。

③ 入札契約制度の工夫による環境負荷低減の推進

緩和策

- ・ 入札契約手続として、総合評価方式において、工事分野での CO₂ 排出削減、企業のカーボンニュートラル推進に向けた取組に積極的な企業を支援する。

④ 工事効率化に資する技術の段階的導入

緩和策

- ・ 受発注者間工事情報共有システム(ASP)等導入による工事書類のペーパーレス化を進める。
- ・ オンラインカメラ設置による遠隔臨場システム導入により、技術者移動に係る CO₂ 排出削減を図る。
- ・ 新しい測量技術(地上レーザー測量)や新点検技術導入による工事効率化により、CO₂ 排出削減を図る。

5 オフィス

■対応方針

- ① 省エネ行動や 3R の推進
- ② 環境に配慮した物品の調達、組織の効率化等
- ③ 再生可能エネルギーの導入

■具体的な行動内容

① 省エネ行動や 3R の推進

緩和策

- 職員一人ひとりが CO₂ 排出の削減に配慮して業務を行う意識を持ち続けるとともに、これまでの実施状況を適時確認(職員への見える化)することにより、その効果を維持・継続する。
- 暖房や冷房の温度設定については、常に省エネに留意するとともに、自然換気が導入できる職場では機械による空調を抑制する。
- 廊下や階段等における照明の節減(部分消灯や人感センサー付き照明等)、昼休みなどにおける執務室の自動消灯、パソコンやコピー機などの省エネモード化、直近階移動時の階段利用の励行などによる節電を進める。
- 執務室等において LED 照明への切替を進める。また、電化製品や OA 機器の更新時には、極力省エネ型に切り替える。
- 業務用連絡車の効率的な運用、経済運転(エコドライブ)の励行、自転車の活用などにより、業務用車両の燃料使用量の削減を進める。また、公用車の新規導入・更新に当たっては、代替可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車)がない場合等を除き、全て電動車とする。
- 会議室、打合せスペースへのモニター設置を促進し、会議や打合せをペーパーレスで実施、また、用紙類を使用する場合も両面印刷や集約印刷などにより、用紙類の使用量の削減を進める。
- ゴミの分別回収を推進し、廃棄物の減量やリサイクルを推進する。
- ワーク・ライフ・バランスの向上とともに環境負荷の削減に寄与する。
- テレワーク、サテライトオフィス、モバイルワークの活用により、交通機関の利用を抑制する。
- 計画的な定時退社の実施による超過勤務の縮減により、オフィスの消費電力抑制に努める。

- 地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動である「COOL CHOICE」のロゴを社内の掲示物等に活用することで職員への啓発を行い、健康面にも配慮しながら省エネ行動を推進する。
- 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室での服装について、「ウォームビズ」を励行する。

② 環境に配慮した物品の調達、組織の効率化等

緩和策

- 物品の調達や役務の契約においても、環境に配慮した購入や契約を進める。
- 組織や業務の効率化を進めることで、職員が心身とも健康に働ける職場環境の整備と環境負荷の低減を進める。

③ 再生可能エネルギーの導入

緩和策

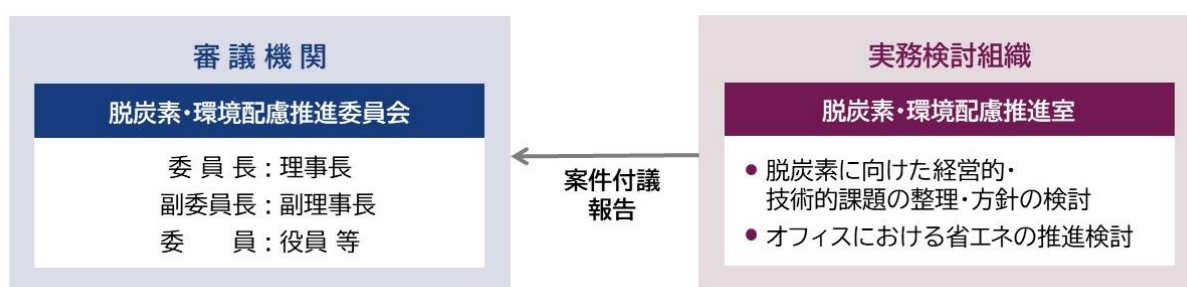
- オフィスで使用する電力について再生可能エネルギー電力への切替を進める。
- UR 賃貸住宅の管理サービス事務所において、再生可能エネルギーの活用や災害時の非常用電源の確保を図るため、太陽光発電設備や蓄電設備の設置を進める。

6章 推進方法

1 推進する仕組み

(1)環境マネジメント体制

全社的な環境マネジメント体制を構築し、PDCA サイクルを回しながら計画を推進する。脱炭素・環境配慮推進委員会において、事業活動に係る環境配慮やオフィス等における省エネの推進等について審議する。



(2)職員研修・社内広報

地球温暖化や省エネルギー等に関する最新の国内外の動向等について学ぶため、有識者を招いた社内セミナーや職員研修を行うことで、職員の意識向上を図る。

また、社内広報誌や社内イントラなどを活用し、世の中の環境に関する最新情報等を社内に周知する。

(3)研究開発の実施

IoT、AI等の革新的先端技術及びグリーンインフラ等を活用し、事業における環境負荷の低減につながる研究開発並びに国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究を推進する。

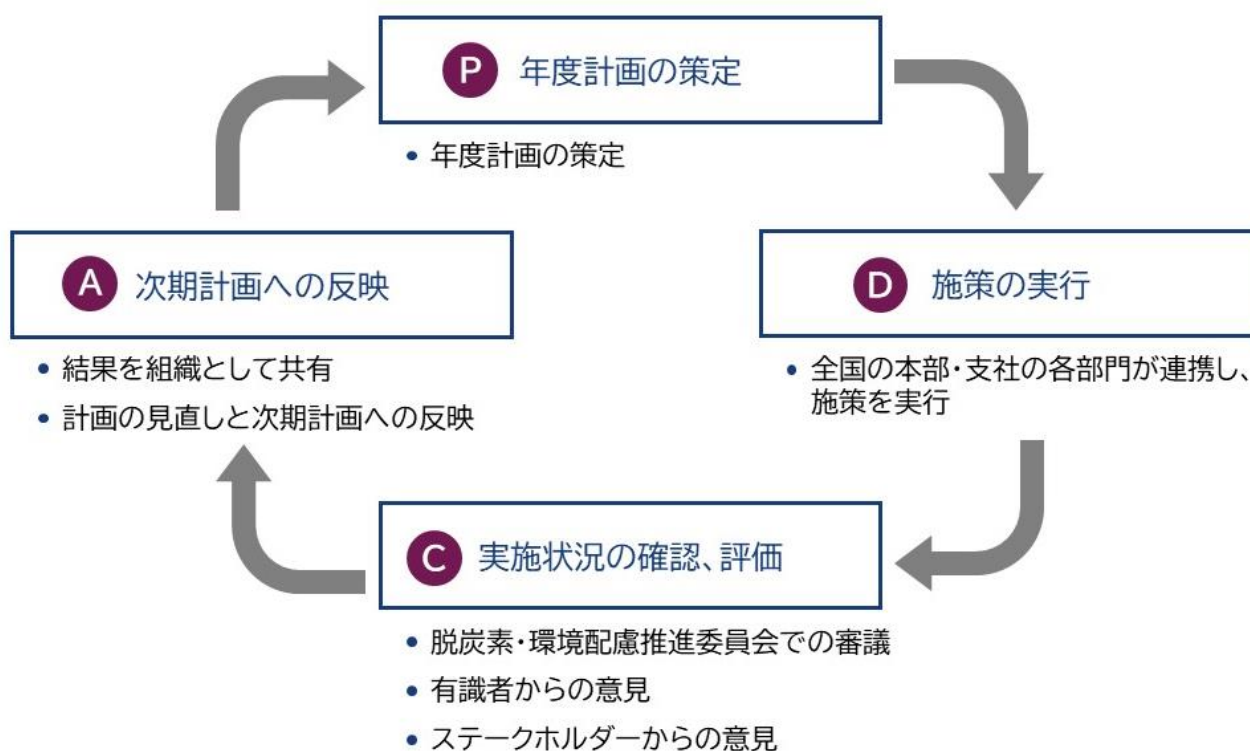
また研究開発や技術開発の動向等を継続的に調査し、効果的な地球温暖化対策を本計画に追加するなど、地球温暖化対策をより積極的に推進する。

2 進捗管理の方法

(1)進捗状況の確認と見直し

定期的な委員会の場で、計画の実施状況を確認し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

■PDCA サイクル



(2)進捗状況の公表方法

計画の進捗状況については、毎年ホームページ上で公表する「環境報告書」に記載し、広く閲覧できるようにする。



詳しく知りたい方はこちら
環境報告書

<https://www.ur-net.go.jp/aboutus/action/kankyo/e-report/index.html>

別表1：独立行政法人都市再生機構温室効果ガス削減計画

			2013年度	2022年度	2030年度目標		
						(13年度比)	
公用車燃料			kg-CO2	662,140	342,765	336,000	-49%
施設のエネルギー使用	電 気	基礎排出係数使用	kg-CO2	153,384,503	82,241,757	45,592,000	-70%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	153,384,503	82,241,757		
		基礎排出係数使用	kg-CO2	149,381,650	81,074,848	44,425,000	-70%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	149,381,650	81,074,848		
		(電気使用量)	kWh	271,603,000	183,843,193	177,700,000	-35%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.550	0.441	0.250	
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.550	0.441		
		電気以外(都市ガス、地域熱等)		kg-CO2	4,002,853	1,167,000	1,167,000
その他(社用車・施設以外)			kg-CO2	0	0	0	-
合計	基礎排出係数使用		kg-CO2	154,046,643	82,584,523	45,928,000	-70%
	調整後排出係数使用		kg-CO2	154,046,643	82,584,523		

・排出量の算定にあたり、2013 年度、2022 年度における基礎排出係数・調整後排出係数は算定・報告・公表制度(環境省)の電気事業者別排出係数における代替値を使用。

・2030 年度の排出係数は、2030 年度におけるエネルギー需給の見通しで示されたエネルギーミックスから算出される全電源平均の排出係数である、0.25kg-CO₂/kWh を使用。

別表2：独立行政法人都市再生機構温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030年度目標
①設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース) ^{※1}	%	— 〔2022年度設置件数 69件〕	50以上
②公用車に占める電動車の割合	%	72 (2022年度)	100
③LED照明の導入割合 ^{※2}	%	32.4 (2022年度)	100
④調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合 ^{※2}	%	— (2022年度)	100

※1：設置可能な建築物は、以下の条件を満たすものをいう。

- ・太陽光発電設備の設置により、建築物の本来の機能及び使用目的を損なわず、反射光など周辺環境へ影響を及ぼさないこと。
- ・面積や日射条件、他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件、設置の効率性、発電した電力の用途等の観点で設置に支障がないこと。

※2：UR 都市機構が単独で所有し、かつ、継続的な設置が見込まれるオフィスを対象とする。

——— 街に、ルネッサンス ———



独立行政法人 **都市再生機構**

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1

横浜アイランドタワー

TEL:045-650-0111

